

難易度
中級

知的財産注目判例の解説

～均等論、消尽論等に関する重要裁判例の解説～

平成29年10月26日(木) 10:00～17:00

講師 三村 量一 氏 長島・大野・常松法律事務所 弁護士、
元 知的財産高等裁判所 判事



◆多様化する知的財産権法への理解を深め、実務に対処できる知識をさらに得るためには、法律条文のみならず、重要判例を押さえておくことが大変重要です。判例には、具体的な個々のケースに対する裁判所の判断が示されており、知財実務の方向性を示す指針になっています。

◆特に、平成29年3月24日最高裁判決の対象となった均等論や、平成26年5月16日知財高裁大合議判決において言及された消尽論等の重要論点に関しては、特許権に基づく権利行使の枢要として、知財実務者は、関連する判例の内容につき必ず理解しておかなければなりません。

◆本講座は、知的財産分野の多くの重要判決に携わった、元知的財産高等裁判所判事が、知財実務において大きな影響を与えている「均等論」、「消尽論」等を語る際に必須の重要判決について、事件の概要、争点、判旨、判決に対する見解等を交えて、分かりやすく解説いたします。

◇弁理士の皆様へ この研修は、日本弁理士会の継続研修として申請中です。本講座を受講し、所定の申請をすると、外部機関研修として5.5単位が認められる予定です。

◇本講座は、企業や特許事務所の特許出願実務に携わる方々で経験年数が2年～5年の方々にお勧めします。

◆日時 平成29年10月26日(木) 10:00～17:00

◆会場 発明会館7階 研修ルーム

◆定員 50名

◆講師 三村 量一 氏 長島・大野・常松法律事務所 弁護士、元 知的財産高等裁判所 判事

◆受講料 会員16,500円・一般19,000円 (※消費税8%込み)

◆申込 FAXもしくは、HPからお申込下さい。(http://www.jiii.or.jp「知財 ist 研修・スポット講座他」)